

# 「木造住宅の耐震化・塀の安全対策」支援制度のご案内

～皆さまの生活の安全・安心を確保するため、建築物等の耐震化を進めましょう～

## 木造住宅の耐震化

対象となる木造住宅の条件

- ・昭和56年5月以前に建てられたもの
- ・木造2階建て以下一戸建て住宅（空き家を除く）

### ○ 耐震診断士派遣：無料

お住まいの住宅の耐震性の有無を無料で診断します。  
診断後に①から④の補助の利用を検討している方が対象です。

耐震診断の結果、**耐震性が不足する場合**、①から④の補助を選択できます。

### ① 全体改修補助：上限 115万円（補助率4/5）

- ・住宅全体の評点（地震に対する強さを示すもの）を1.0以上に向上する改修

令和7年度から  
15万円増額しました

### ② 部分改修補助：上限 50万円（補助率4/5）

- ア) 住宅全体の評点を0.7以上1.0未満までに向上する改修
- イ) 2階建て住宅の1階部分の評点を1.0以上に向上する改修

### ③ 耐震シェルター・防災ベッド補助：上限 25万円（補助率4/5）

- ・1階の居室の内部に頑丈な耐震シェルターや  
寝室に防災ベッドを設置し、安全な空間を確保する工事

【防災ベッド一例】



### ④ 建替え補助：上限 100万円（補助率4/5）

- ・住宅を除却して、同一敷地内に住宅を建て替える工事

## 塀の安全対策

対象となる塀の条件

- ・コンクリート製の塀、ブロック塀、石積塀、大谷石塀、万年塀などの塀（軽量なものは除く）
- ・一般通行のある道路に面しているもの
- ・道路面からの高さが80cmを超えているもの

### ① 撤去補助：上限 スクールゾーン内 15万円（補助率3/4）

※ スクールゾーンとは、小学校から半径500mの範囲

上記以外 10万円（補助率1/2）

- ・ブロック塀等及び基礎を取り除く工事が対象
- ・大谷石塀等については、道路面からの高さを80cm以下に減じる工事も対象

### ② 撤去後の再築補助：上限 6万6千円（補助率1/3）

- ・補助制度を利用してブロック塀等を撤去し、同一の工事として、生垣、フェンス、板塀等の軽量な塀を再築する工事に限る。

## 各種補助制度の注意点

- ☆ 他にも補助対象になる条件がありますので、**まずは、建築指導課へお問い合わせください。**
- ☆ **補助申請の前に工事契約・工事着手・工事費の支払いがあると、補助の対象外となります。**
- ☆ 予算がなくなり次第、その年度の受付は終了します。

【問い合わせ先】宇都宮市 都市整備部 建築指導課  
☎ 028-632-2573